

退職後も再任用で就労を希望されるみなさんへ

1 暫定再任用制度の対象者（令和9年度用）

- (1) 生年月日が昭和37年4月2日から昭和40年4月1日までの者で、次のいずれかに該当する者
- ア 広島県教育委員会事務局若しくは教育機関に勤務する職員又は市町村立学校職員給与負担法第1条若しくは第2条に規定する職員（以下「教職員」という。）として勤務し、定年退職した者（予定者を含む。）
 - イ 教職員として25年以上勤務して定年退職日前に退職し、かつ退職後5年以内の者（定年年齢に達した者に限る。）
 - ウ 暫定再任用されたことがある者
 - エ 定年前再任用短時間勤務職員として採用された後、任期満了で退職した者（予定者を含む。）
- (2) 生年月日が昭和40年4月2日から昭和42年4月1日までの者で、次のいずれかに該当する者
- ア 教職員として25年以上勤務して令和5年4月1日（地方公務員法等の一部改正施行日）前に退職し、かつ退職後5年以内の者
 - イ 暫定再任用されたことがある者

2 定年前再任用短時間勤務制度の対象者（令和9年度用）

- (1) 生年月日が昭和41年4月2日から昭和42年4月1日までの職員
- (2) 生年月日が昭和40年4月2日から昭和41年4月1日までの職員のうち、常勤職員として勤務している者
- ※(1)及び(2)は、臨時的任用職員、育休任期付職員及び短時間勤務会計年度任用職員を除く。
- (3) 生年月日が昭和40年4月2日から昭和41年4月1日までの者のうち、60歳に達した日以後に退職した者

3 申込期限、書類の提出先・問合せ先

区分	申込期限	書類の提出先・問合せ先
現在、学校等で勤務している方	所属長に確認してください。	所属長
現在、学校等で勤務していない方	県立学校での勤務を希望される方 令和8年9月28日(月)	広島県教育委員会事務局管理部教職員課 住所 〒730-8514 広島市中区基町9番42号 電話 082-513-4922（県立学校人事係）
	市町立学校での勤務を希望される方 令和8年10月15日(木)	広島県教育委員会事務局管理部教職員課 住所 〒730-8514 広島市中区基町9番42号 電話 082-513-4924（小中学校人事係）

4 選考について

選考は、申込前の勤務実績等に基づいて行います。

なお、現在学校等で勤務していない方や、臨時的任用職員、育休任期付職員及び短時間勤務会計年度任用職員の方については、個別に面談を行います。

5 その他

再任用職員採用選考申込に必要な書類は、所属長から受け取るか、広島県教育委員会ホームページの「再任用の募集」のページからダウンロードしてください。

【URL】

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku04/09saininnyou.html>

【QRコード】



令和8年8月

広島県教育委員会